



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 元 気 寿 司 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 法 師 人 尚 史
(コード番号 9 8 2 8 東証 1 部)
問合せ先 総務部長 篠 原 一 博
(T E L 028-632-5711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除が出来る旨、並びに平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに、責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行の定款第 28 条(取締役の責任免除)及び第 36 条(監査役の責任免除)の一部の変更を行うものであります。なお、定款 28 条変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日(金曜日)

以上

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。</u></p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。</u></p>